

平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領

制定 平成17年10月1日

最近改正 平成23年 7月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、平塚市契約規則（昭和39年規則第32号）第19条第3項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録している者（以下「有資格者」という。）に対する一般競争入札の参加停止及び指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札参加停止及び指名停止)

第2条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2又は第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号の定める期間、当該有資格者について、一般競争入札参加停止及び指名停止（以下「停止措置」という。）を行うものとする。

2 市長は、現に競争参加資格を有することを確認（指名競争入札にあつては指名）している有資格者が、新たに停止措置に該当することとなったときは、その確認（指名競争入札にあつては指名）を取り消すものとする。ただし、当該有資格者から入札辞退の申し出があった場合はこの限りでない。

(下請負人及び共同企業体に関する停止措置)

第3条 市長は、前条第1項の規定により停止措置を行う場合において、当該停止措置について責を負うべき下請負人があり、当該下請負人が有資格者である場合は、併せて停止措置を行うものとし、その期間は元請負人に対する期間の2分の1とする。

2 共同企業体の停止措置については、前条第1項の規定を準用する。この場合において、停止措置は当該共同企業体及び代表構成員並びに構成員（代表構成員以外の構成員をいう。以下同じ。）に対して行うものとし、構成員の停止措置の期間は当該共同企業体及び代表構成員に対する期間の2分の1とする。ただし、次に掲げる構成員については、停止措置を行わないものとする。

- (1) 共同企業体の構成員の責任体制が明らかに区別できる分担施工型の工事であつて、明らかに当該停止措置について責を負わないと認められる構成員
- (2) 市発注以外の工事を行う共同企業体において、当該共同企業体に対する出資比率が10%未満の構成員

(停止措置の期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表各号の停止措置の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって、停止措置の期間とする。

2 有資格者が停止措置期間満了後1年を経過するまでの間（停止措置の期間中を含む。）に別表各号の措置要件に該当することとなった場合（別表第1第4号から第13号まで又は別表第2第4号から第11号までの措置要件にあつては、本市発注契約であり、かつ、当初の措置要件と同一の場合に限る。）における停止措置の期間は、別表各号に定

める期間の2倍とする。ただし、その期間は2年を超えることができない。

- 3 有資格者が別表第1第3号又は別表第2第3号に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの停止措置の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。
- 4 市長は、有資格者について、特別の理由があるため別表各号及び前3項の規定による期間に満たない停止措置の期間を定める必要があるときは、停止措置の期間を2分の1まで短縮することができ、又は停止措置を行わないことができるものとする。
- 5 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による期間を超える停止措置の期間を定める必要があるときは、停止措置の期間を2倍まで延長することができるものとする。ただし、停止措置の期間は2年を超えることができないものとする。
- 6 市長は、停止措置の期間中の有資格者について、特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項の規定に定める停止措置の期間を変更することができる。
- 7 市長は、停止措置の期間中である有資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は停止措置を解除するものとする。
 - (1) 当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められたとき。
 - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立て又は会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの申立てをしたことにより停止措置となった有資格者が、裁判所の再生手続き又は更生手続きの開始決定を受けた後、停止措置解除の申し出があったとき。

（停止措置の始期）

第5条 停止措置の始期は原則として、当該認定の日とする。

（停止措置等の通知）

第6条 市長は、次の各号のいずれかの措置を行ったときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当の理由がある場合は通知しないものとする。

- (1) 第2条又は第3条の規定による停止措置
- (2) 第4条第6項の規定による停止措置の期間の変更
- (3) 第4条第7項の規定による停止措置の解除
- (4) 第2条第2項の規定による競争参加資格を有することの確認（指名競争入札にあっては指名）の取り消し

2 市長は、前項第1号から第3号までのいずれかの措置を行ったときは、「かながわ電子入札共同システム」に登録するものとする。

（契約の相手方の制限）

第7条 市長は、入札開始日（紙による入札の場合は入札日）から落札決定するまでの間に、第2条第1項又は第3条の規定に該当した（ただし、開札後の軽微な事由による停止措置を除く。）有資格者又は当該有資格者を代表構成員若しくは構成員とする共同企

業体を当該入札に係る落札者とししないものとする。

2 市長は、落札決定から契約を締結するまでの間に、第2条第1項又は第3条の規定に該当した（ただし、落札決定後の軽微な事由による停止措置を除く。）有資格者又は当該有資格者を代表構成員若しくは構成員とする共同企業体を契約の相手方とししないものとする。

3 市長は、停止措置の期間中の有資格者を随意契約の相手方とししないものとする。ただし、災害等その他やむを得ない特別な事由があると認められる場合は、この限りではない。

（下請負等の禁止）

第8条 市長は、停止措置の期間中の有資格者が本市の契約の全部又は一部の下請けとなることを承認しないものとする。

（停止措置に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、停止措置を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格者に対し書面又は口頭で注意の喚起を行うことができる。

（報告義務）

第10条 有資格者は、別表各号に定める措置要件に該当する事由が発生した場合は、速やかに、文書により市長に報告しなければならない。

附 則

1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。

2 平塚市工事請負業者指名停止措置基準（平成12年5月1日施行）及び、平塚市物品購入及び業務委託契約業者指名停止取扱基準（平成13年4月1日施行）は、廃止する。

3 この要領の施行前に生じた指名停止の事由にかかる指名停止等の運用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要領の施行前に生じた指名停止の事由にかかる指名停止等の運用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要領の施行前に生じた指名停止の事由にかかる指名停止等の運用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

2 平塚市物品購入及び業務委託契約業者指名停止審査委員会設置要綱（平成13年4月1日施行）は、廃止する。

3 この要領の施行前に生じた指名停止の事由にかかる指名停止等の運用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

- 2 平塚市公共工事暴力団対策措置基準（昭和62年10月16日施行）は、廃止する。
- 3 この要領の施行前に生じた指名停止の事由にかかる指名停止等の運用については、なお従前の例による。

別表第1（工事及び工事に係る委託に関する措置要件）

措置要件	区分		期間
(贈賄) 1 有資格者である個人若しくは有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）、有資格者の支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので、代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）又は有資格者の使用人で、一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）が刑法（明治40年法律第45号）第198条違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき。	本市発注契約		24か月
	本市以外発注者契約		6か月
(競売入札妨害又は談合行為) 2 代表役員等、一般役員等又は使用人が刑法第96条の6違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき。	本市発注契約		24か月
	本市以外発注者契約		6か月
(独占禁止法違反) 3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反したとき。	本市発注契約	代表役員等、一般役員等又は使用人が公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	12か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6か月
	本市以外発注者契約	代表役員等、一般役員等又は使用人が公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	6か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	3か月
(工事中の公衆損害事故) 4 不適切な安全管理により公衆に死亡者等の事故を生じたとき。	本市発注契約	死亡者を生じたとき	12か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	6か月
	本市以外発注者契約	死亡者を生じたとき	6か月
(工事中の工事関係者事故) 5 不適切な安全管理により工事関係者に死亡者等の事故を生じたとき。	本市発注契約	死亡者を生じたとき	6か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	3か月
	本市以外発注者契約	死亡者を生じたとき	3か月
(粗雑工事) 6 工事完了後に粗雑工事が判明したとき。	本市発注契約	死亡者を生じたとき	12か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	6か月

		上記以外の粗雑工事	3か月
	本市以外発注者契約	死亡者を生じたとき	6か月
(工事成績不良)		50点以上60点未満	1か月
7 工事成績が不良であったとき。		50点未満	3か月
(契約違反)		契約約款等違反があったとき	1か月
8 本市発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められたとき。		契約不履行等があったとき	6か月
		契約の相手方の責めに帰すべき事由により30日以上 of 履行遅延があったとき	6か月
		契約の相手方の責めに帰すべき事由により30日未満 of 履行遅延があったとき	3か月
		契約の相手方の責めに帰すべき事由により15日未満 of 履行遅延があったとき	1か月
(不正又は不誠実な行為)		本市に損害を与えたとき。	12か月
9 本市に対して不正又は不誠実な行為をしたとき。		入札情報を不正に得ようとしたとき。	12か月
		入札関係書類に重大な虚偽記載をしたとき(電子入札での虚偽入力を含む。)	12か月
		入札において、落札決定後、正当な理由がなく契約の辞退を行った場合、又は随意契約において、見積書を提出し、契約の相手方として決定した後、正当な理由がなく契約を辞退したとき。	6か月
		入札関係書類に虚偽記載をしたとき(電子入札での虚偽入力を含む。)	6か月
		その他不正又は不誠実な行為をしたとき。	3か月
(建設業法違反)		本市発注契約	6か月
10 建設業法(昭和24年法律第100号)違反により監督処分が出されたとき。		本市以外発注者契約	3か月
(法令違反)		本市に対する行為	6か月
11 代表役員等若しくは一般役員等又は使用人が法令違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき。		本市以外に対する行為	3か月
(代表役員等の起訴等)			1か月
12 代表役員等が私的な理由で禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴されたとき又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。			
(経営不振)			経営状態が安定したと認められる日まで
13 銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき。			

別表第2 (物品及び一般委託等に関する措置要件)

措置要件	区分		期間
(贈賄) 1 代表役員等、一般役員等又は使用人が刑法第198条違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき。	本市発注契約		24か月
	本市以外発注者契約		6か月
(競売入札妨害又は談合行為) 2 代表役員等、一般役員等又は使用人が刑法第96条の6違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき。	本市発注契約		24か月
	本市以外発注者契約		6か月
(独占禁止法違反) 3 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反したとき。	本市発注契約	代表役員等、一般役員等又は使用人が公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	12か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6か月
	本市以外発注者契約	代表役員等、一般役員等又は使用人が公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	6か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	3か月
(業務中の公衆損害事故) 4 不適切な安全管理により公衆に死亡者等の事故を生じたとき。	本市発注契約	死亡者を生じたとき	12か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	6か月
	本市以外発注者契約	死亡者を生じたとき	6か月
(業務中の業務関係者事故) 5 不適切な安全管理により業務関係者に死亡者等の事故を生じたとき。	本市発注契約	死亡者を生じたとき	6か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	3か月
	本市以外発注者契約	死亡者を生じたとき	3か月
(品質の不良等) 6 製造の請負、物件の買入れの契約に当たり、納品後、品質若しくは数量の不良等により本市の事務に支障を及ぼしたとき。			1か月
(契約違反) 7 本市発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められたとき。	契約約款等違反があったとき		1か月
	契約不履行等があったとき		3か月
	契約の相手方の責めに帰すべき事由により30日以上履行遅延があったとき		3か月
	契約の相手方の責めに帰すべき事由により30日未満の履行遅延があったとき		1か月
(不正又は不誠実な行為) 8 本市に対して不正又は不誠実な行為をしたとき。	入札において、落札決定後、正当な理由がなく契約の辞退を行った場合、又は随意契約において、見積書を提出し、契約の相手方として決定した後、正当な理由		3か月

	がなく契約を辞退したとき。	
	入札関係書類に虚偽記載をしたとき（電子入札での虚偽入力を含む。）。	3か月
	その他不正又は不誠実な行為をしたとき。	1か月
(法令違反) 9 代表役員等若しくは一般役員等又は使用人が法令違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき。	本市に対する行為	6か月
	本市以外に対する行為	3か月
(代表役員等の起訴等) 10 代表役員等が私的な理由で禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴されたとき又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。		1か月
(経営不振) 11 銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき。		経営状態が安定したと認められる日まで

別表第3（工事、コンサル、物品又は一般委託に係るもの）

措 置 要 件	期 間
<p>（暴力団等）</p> <p>1 有資格者である個人が神奈川県暴力団排除条例（以下、「条例」という。）第2条に定める暴力団員等であると認められたとき、又は、有資格者である法人等が条例第2条に定める暴力団経営支配法人等であると認められたとき。</p>	<p>12か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで</p>
<p>2 有資格業者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。</p>	<p>6か月</p>
<p>3 有資格業者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。</p>	<p>6か月</p>
<p>4 有資格業者又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。</p>	<p>3か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで</p>
<p>5 不当介入を受けていたにも関わらず、正当な理由なく、市又は警察に通報しなかったと認められたとき。</p>	<p>3か月</p>